

收穫調查委託契約約款

中部森林管理局

(総 則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、契約書記載の調査の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款及び仕様書に基づき、これを履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書又は契約約款に明示されていない事項又はこの契約の履行に関し疑義を生じた事項については、甲又は甲の指定する監督職員の指示に従うものとする。
- 3 この契約に関し、乙が甲に提出する書類は、特別な事情のない限り監督職員を経由しなければならない。
- 4 前項の書類は、監督職員が受理した日をもって、甲に提出された日とみなす。

(調査計画表)

- 第2条 乙は、契約書、契約約款及び仕様書に基づき、甲の指定する様式により調査計画表を作成し、契約締結の日から10日以内に甲に提出し、その承認を受けなければならぬ。
- 2 前項の規定は、第12条の規定により調査期間を延長した場合に準用する。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委任又は下請負の禁止)

- 第4条 乙は、調査を第三者に委任し又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得て、調査の一部を委任又は請負わせる場合はこの限りでない。
- 2 乙は、再委託する場合には、当該委託にかかる再委託先の行為について、甲に対し、すべての責任を負うものとする。

(監督職員)

- 第5条 甲は、監督職員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督職員に委任したもののか、仕様書の定めるところにより次の職務を行うものとする。
- (1) 調査の実施についての乙、現場代理人又は担当技術者に対する指示
- (2) 第8条に規定する支給材料及び貸与品の授受並びに第9条に規定する極印の授受

(現場代理人及び担当技術者)

- 第6条 乙は、現場代理人及び担当技術者を定めるとともに、当該者と現場職員の氏名等を調査着手前に書面により甲に通知しなければならない。第4項の規定により変更した場合又は乙の都合により変更した場合も同様とする。
- 2 前項の現場代理人及び担当技術者は、これを兼ねることができる。

- 3 乙又は現場代理人及び担当技術者は、調査現場の運営、取締りその他調査の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 4 甲は、現場代理人及び担当技術者がこの契約履行上著しく不適当であると認めるときは、その交替を乙に請求することができる。

(極印管理責任者等)

第7条 乙は、極印管理責任者を定めるとともに、当該者と極印を使用させようとする者（以下「極印使用者」という。）の氏名を調査前に書面により甲に通知しなければならない。

第4項の規定により変更した場合又は乙の都合により変更した場合も同様とする。

- 2 前項の極印管理責任者及び極印使用者は、これを兼ねることができる。
- 3 極印管理責任者は、極印の管理、使用に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 4 甲は、極印管理責任者及び極印使用者がこの契約履行上著しく不適当であると認めるときは、その交替を乙に請求することができる。

(支給材料及び貸与品)

第8条 甲が調査の実施のために必要と認めて、乙に支給する作業材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する作業機器（極印を除く。以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期、使用期間その他必要な事項については仕様書による。

- 2 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、その都度受領書又は借用書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、支給材料及び貸与品について、この契約の履行に直接必要な用途以外の目的に利用又は使用してはならない。
- 4 乙は、支給材料及び貸与品について、善良な管理者の注意義務をもって管理及び保管しなければならない。
- 5 乙は、支給材料又は貸与品のうち、甲が必要と認める物には、甲を受取人とする火災保険に付し、その証券を甲に寄託しなければならない。
- 6 乙は、調査の完了若しくは変更又は契約解除等によって支給材料又は貸与品が不要となつたときは、直ちにその支給材料又は貸与品について監督職員の検査を受け、甲の指示した時期及び場所で甲に返還しなければならない。
- 7 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失したときは、甲の指示に従い代品を納め、若しくは原状に復し、又は甲の認定する金額を損害賠償金として納付しなければならない。

(極印の使用及び管理)

第9条 甲が調査実施のために必要と認めて、乙に貸与する極印の極印番号、引渡し場所、引渡し時期、使用期間その他必要な事項については仕様書による。

- 2 乙は、極印の引渡しを受けたときは、その都度借用書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、極印について、極印使用者にこの契約の履行に直接必要な用途以外の目的に使

用させてはならない。

- 4 乙は、極印の使用に関する使用簿を作成し、極印の使用について、その使用の都度、極印管理責任者に記入させなければならない。
- 5 乙は、極印について、極印管理責任者に善良な管理者の注意義務をもって管理させなければならない。
- 6 乙は、調査の完了若しくは変更又は契約解除等によって極印が不要となったときは、直ちにその極印について監督職員の検査を受け、甲の指示した時期及び場所で甲に返納しなければならない。
- 7 乙は、極印を滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失したときは、直ちにその旨を監督職員に通知しなければならない。
- 8 乙は、故意又は過失により極印を滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失したときは、甲の認定する金額を損害賠償金として納付しなければならない。

(国有林野及び産物の保全並びに火災防止)

- 第10条 乙は、火災等災害防止のため必要があるときは、速やかに監督職員に通知の上、臨機な措置をとらなければならない。ただし、監督職員に通知するいとまがないときは、臨機の措置をとった後、速やかにその旨を監督職員に通知しなければならない。
- 2 監督職員は、火災等災害防止のため必要があるときは、臨機の措置を乙に求めることができる。この場合、乙は直ちにこれに応じなければならない。
 - 3 前2項の措置に要した経費の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(調査の変更及び中止並びに数量の増減)

- 第11条 甲は、必要があると認めたときは、調査内容を変更し、又は調査を一時中止し、若しくはこれを打切ることができる。
- 2 前項の場合に、委託予定金額又は調査期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して契約の変更を行うものとする。
 - 3 委託予定数量に30パーセント以上の増減がある場合は、第1項に準じて契約の変更を行うものとする。
 - 4 第1項の場合において乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとし、賠償額については、甲乙協議して定めるものとする。

(調査期間の延長)

- 第12条 乙は、調査期間内に調査を完了することができないと認めるときは、甲に対して遅滞なくその理由を詳記した書面に変更調査計画表を添付して、期間の延長を求めることができる。
- 2 甲は、前項の場合において、その理由が正当と認められ、かつ事業実行上支障がないと認めるときは、調査期間を延長し、その旨を書面をもって乙に通知するものとする。

(調査の完了及び検査)

- 第13条 乙は、調査を完了したときは、速やかに調査完了届に調査結果報告書を添付して

甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の調査完了届を受理したときは、その日から起算して14日以内に乙の立会いの上、検査を行わなければならない。この場合、乙が立ち会わず、又は立ち会うことのできないときは、乙は、甲が行った検査結果に対して異議を申し立てることはできないものとする。
- 3 甲は、前項の検査を完了したときは、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 4 乙は、第2項の検査の結果不合格となったときは、甲の指示に基づき再調査を行い、再度甲の検査を受けなければならない。この場合の検査等の取扱いについては、前3項の規定を準用する。
- 5 前項の場合において、調査期間を経過したときは、調査期間の終了日の翌日から合格に係る完了届を受理した日までの日数を、乙の調査遅延日数として取り扱うものとする。
- 6 乙は、甲から検査に合格した旨の通知を受けたときをもって、調査の履行の全部を完了したものとする。
- 7 乙は、調査を実施した立木の引渡し又は伐採搬出後の跡地検査等に際し、甲の求めがあった場合は、それらに立ち会うものとする。

(部分検査)

- 第14条 乙は、調査の一部が完了しその区分が明らかなものについては、部分完了届に当該部分に関する調査結果報告書を添付して甲に提出し、当該部分の検査を甲に請求することができる。
- 2 前項の請求があった場合において、甲が適当と認めたときは、当該請求のあった日から起算して14日以内に乙の立会いの上、検査を行わなければならない。この場合の検査手続等は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(委託代金の支払)

- 第15条 乙は、全調査を完了して第13条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って委託代金の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託代金を支払わなければならない。
 - 3 第1項による委託代金の確定方法は、仕様書によるものとする。

(部分払)

- 第16条 乙は、全調査の完了前に第14条の規定による検査に合格したものがあるときは、既済部分に相当する委託金額の9／10以内の範囲において、部分払を請求することができる。ただし、原則として月1回を超えてすることはできない。
- 2 乙は、甲が事業に支障がないと認めるとときは、前項の規定にかかわらず完済部分について委託代金相当額を請求することができる。
 - 3 前2項の請求及びその支払いについては、前条の規定を準用する。

(履行遅滞の違約金)

- 第17条 乙は、第12条第2項の規定により調査期間を延長した場合において、その延長が

乙の責に帰すべき事由によるものである場合又は第13条第5項の規定による場合には、遅延日数1日につき当該調査の委託金額（契約書記載の調査期間内に第14条の検査に合格した部分があるときは、当該部分に相当する金額を控除した金額）に対して年5パーセントの割合で計算した額を遅延違約金として、甲に納付するものとする。

- 2 乙は、甲の責に帰すべき事由により、第15条第2項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による委託代金の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- 3 甲は、甲の責に帰すべき事由により、第13条第2項に規定する期限までに検査を行わないときは、その期限の翌日から起算して検査を行った日までの期間の日数は、第15条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとする。

（一般的損害）

第18条 この契約の履行に関して生じた一切の人的及び物的損害については、乙がこれを負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による損害又はこの契約で他に別段の定めをした場合の損害については、この限りでない。

- 2 天災その他の不可抗力によって生じた損害については、甲乙協議して、その負担額を定めるものとする。

（第三者の損害）

第19条 乙は、この契約の履行に当たって第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によるときはこの限りでない。

（甲の契約解除権）

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに、調査に着手すべき時期を経過しても調査に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき事由により、調査期間内又は調査期間経過後相当の期間内に調査を完了する見込みがないとき。
- (3) 前2号に上げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認めるとき。
- (4) 乙が、この契約について不正行為をしたとき。
- (5) 乙が、天災その他の不可抗力以外の事由により、契約解除を申し出たとき。
- (6) 天災、不可抗力その他の乙の責に帰しえない事由により、調査を完了する見込みがないと認められるとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時事業の請負契約を締結する事務所の代表者、乙が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 乙が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ニ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- ホ その他前各号に準ずる行為

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、委託予定金額の10/100に相当する金額を違約金として、甲の指示するところにより甲に支払わなければならない。

- (1) 前項第1号から第5号まで及び第7号から第8号までの事由によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の責務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75

- 号) の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 甲は、第1項第1号から第5号まで及び第7号から第8号までの事由によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。
- 5 甲は第1項又は次条第1項の規定により契約を解除した場合において、調査完了部分があるときは検査を行い、合格した部分に相当する金額を乙に支払うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第21条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第22条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、委託予定金額の10/100に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の委託予定金額の10/100に相当する額のほか、委託予定金額の5/100に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（乙の契約解除権）

- 第23条 乙は、次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 第11条の規定による調査内容の変更又は中止のため、委託予定金額が1/2以上減少し、又は調査期間が1/2以上短縮されたとき。
 - (2) 甲がこの契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約解除によって、乙に損害を生じたときは、これを賠償するものとし、賠償金額及び期限は、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 第1項により契約を解除した場合は、第20条第3項の規定を準用する。

（債権・債務の相殺）

- 第24条 甲は、この契約によって乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、委託金額と相殺することができる。もし乙の支払うべき債務が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙はその超過額について、甲の指示するところにより、これを納入しなければならない。
- 2 前項の規定により、超過額を期限内に納入しないときは、甲は、当該金額に対し、遅延日数1日につき年5パーセントの割合で算出した遅延利息を徴収する。

（乙の報告義務）

- 第25条 甲は、必要に応じて乙に対してこの契約による調査の実施状況等について報告を求めることができる。この場合、乙は異議なくこれを応諾しなければならない。

- 2 乙は、天災その他の不可抗力により支給材料等に損害が生じたときは、直ちにその状況を監督職員に通知しなければならない。
- 3 乙は、労働災害（死亡災害及びこれに準ずる重大災害）が発生したときは、直ちに、甲に報告しなければならない。

(安全衛生管理)

第26条 乙は、調査業務の実施に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

(紛争の解決)

第27条 この契約について、紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停により速やかに解決するものとする。

- 2 前項に規定する第三者については、甲乙協議して選定するものとする。

(契約外の事項)

第28条 この約款に定めていない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。